

# 入札契約制度の見直しの基本的な方向性について

## 【これまでの制度見直しの流れとその評価について】

(論点) 一般競争入札、総合評価方式等の多様な入札方式の導入、入札契約適正化法の制定等のこれまでの取組みについて、入札契約にかかる現状を踏まえ、どのように評価するか。

### 1. これまでの制度見直しの流れ

不正行為の起こらないシステムを目指しつつ、企業の技術力を適確に評価・活用するため、平成5年、10年の中央建設業審議会の建議等に基づき、大規模工事における一般競争入札、中規模工事における公募型指名競争入札に始まり、VE、設計施工一括方式、総合評価方式等の多様な入札方式を導入してきたところ。

このほか、入札契約に係る各種情報の公表、第三者機関による監視、ペナルティの整備等を実施してきたところ。

さらに、平成13年度より入札契約適正化法を施行し、上記のような取組みについて、各発注者での実施を促進してきたところ。

### 2. これまで取組みの評価

現在の実態としては、様々な制度改革のメニューが提示されている一方で、普及が進んだ措置、遅れている措置がある。まず、これまでの取組みの基本的な方向性について、どのように評価するか。

また、例えば、情報公表の徹底という動きの中で、予定価格や最低制限価格が公表されることに伴い、適切な積算を行わずに入札に参加する業者が増加したことや、抽選落札が増加したことが、問題として指摘されているが、このように、制度見直しの結果として何らかの弊害が生じているのではないか。

他方、普及が遅れている措置については、何がネックとなっているのか。また、どのような改善を図ることが適切か。

このほか、今後の取組みの方向性を検討するに当たって、特に考慮すべき点としては、どのような問題があるか。

#### 【参考】昨今の入札契約に係る概況

平成5年建議関係（平成16年3月末、実施地方公共団体の割合）

- ・ 一般競争入札採用：35.9%
- ・ 公募型指名採用：16.0%
- ・ 第三者機関設置：6.9%

平成10年建議関係（平成16年3月末、実施地方公共団体の割合）

- ・ 総合評価方式：5.0%
- ・ 入札時VE：1.8%、契約後VE：2.2%
- ・ 設計施工一括方式：2.7%

入札契約適正化法制定による適正化措置の推進

- ・ 特に、入札契約に係る情報公表が進捗

入札契約適正化法制定後の動向

- ・ 官製談合防止法の制定
- ・ 違約金特約条項の導入進捗
- ・ ダンピング受注の増加、抽選落札の増加等

## 【建設業を巡る構造変化とさらなる対応の必要性について】

(論点) 過剰供給構造の深刻化といった建設業を巡る厳しい現状を踏まえた場合、今後の入札契約制度改革にあたっては、どのような点を重視すべきか。

### 1. 建設業に係る現状認識

建設投資の減少が続き、深刻化する過剰供給構造の中で、将来的にも建設投資の伸びを前提とできない状況下では、企業の再編淘汰は避けられないところであり、社会資本の適正な整備や管理を担保するためにも、この再編淘汰の過程を通じて、建設業全体の健全な発展を図ることが必要。

しかしながら、昨今の状況を見れば、現に、ダンピング受注、適正施工への懸念、入札における偶然性の顕在化、下請への不当なしわ寄せ等の様々な問題が存在。

これらの問題は、短期的に工事の質の低下等を招くだけでなく、経営状況の悪化等を通じて、中長期的には、若年齢層の建設産業への参入の減少、賃金水準の低下等を招き、産業全体としての疲弊、衰退につながるものと懸念される所。

### 2. 建設業の現状を踏まえた対応の方向性

建設業を巡る構造変化等の現状を踏まえ、公共工事という市場において競争原理が適切に機能し、「技術と経営に優れた企業」が公正に選別され、伸びていける競争環境を実現することが必要であると考えられるが、どのような取り組みを行っていくべきか。

特に、企業の再編淘汰が避けられないのであれば、「技術と経営に優れ

た企業」が公正に選別され不良・不適格業者が適確に排除されることが必要であると考えられる。しかしながら、公共工事の入札契約においては、不正行為の防止を目的として、従来型の指名競争が見直され、企業評価・選定の透明化を図る観点から、一律に入札に参加することを認めることとした結果、能力の優劣にかかわらず請負業者が選定される事態が増加し、不良・不適格業者の参入や各企業における企業努力の減退、さらには、産業全体としての弱体化等を招くこととなっているとの声もあるが、これらの意見に対しどのように対応すべきか。

## 【今後の入札契約制度に求められる見直しの視点について】

(論点) 技術力評価の一層の充実を求める意見や、上記の評価、建設業の現状等を総合的に勘案した場合、今後の制度見直しに対し、どのような視点が求められるか。

### 1. 基本的な視点の共有の重要性

これまでの建議等において、様々な入札方式が提示され、また、関連する諸制度について見直しの方向性が示され、これらを踏まえて、関係各機関において様々な取組みが実施されてきたが、その結果十分な成果が得られていると言えるか。

各発注者の自主性や諸事情を尊重しつつも、競争を通じ建設産業全体としての健全な発展を実現し、社会資本の適正な整備や管理を行うためには、各発注者が、基本的な問題認識を共有した上で、入札契約制度の見直しに取り組むことが必要ではないか。

また、関連する諸制度の見直しに当たっても、同様に認識を共有した上で、目的の実現に資する改革が行われることが必要ではないか。

### 2. 求められる基本的な視点

現在の建設業を取り巻く環境等を勘案すれば、より良い仕事をした事業者には適切な評価、優遇を明確に与え、コストの節減だけでなく、より良い仕事をしようというインセンティブを事業者に与えることが必要であり、このためには、個々の入札を切り離して取り扱うのではなく、事業者ごとに工事成績を適切に評価すること等により、それ以降の入札につなげていくような制度を構築することを検討すべきではないか。

よりよい仕事を行うことが、次の受注機会の拡大につながる制度として機能させることが重要であり、このような制度の運用が実現できれば、短期的に工事の質を向上するためのインセンティブとなるだけでなく、中長期的には、競争を通じ業者の施工能力を高め、建設業の健全な発展を促すものと考えられるため、このような基本認識をもって、各発注者が今後の入札契約制度の改革に取り組むことが必要ではないか。

### 3. 見直しのポイント

具体的な見直しのポイントとしては、どのようなものがあるか。例えば、次の2点が重要な課題として考えられるか。

インセンティブ効果を考慮した企業評価の見直し  
企業の総合力を反映できる入札方式の導入

このほか、このような制度改革を支える共通的な制度・取組みとして、工事成績評定の充実、企業情報の共有、情報公表の徹底等を推進することが必要となるのではないか。

さらには、建設業法による業規制など、入札契約制度以外の関連制度についても、連動して改革を検討することが必要ではないか。

なお、これらの制度改革に当たって、特に配慮すべき事項としてどのようなものがあるか。例えば、その普及拡大を促進するためには、簡便性を重視するほか、外部機関の活用等により発注者をサポートする仕組みの構築等についても検討する必要があるのではないか。